

第4次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名称

第4次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、泉佐野市（以下「本市」という。）の地域福祉の推進を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき本市が策定する「地域福祉計画」と、同法第109条に基づいて設置する泉佐野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画としての「地域福祉活動計画」を一体化した現行の「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、第3次計画）という。）を見直し、「第4次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和9年度～令和14年度）」（以下、第4次計画）という。）の策定を、国が定めるガイドラインその他の資料を参考に、効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

3. 委託業務にかかる計画の範囲

第4次計画には、次の内容を含むものとする。

- (1) 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる事項を一体的に定めた計画
(※市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに記載の地域福祉計画に盛り込むべき事項を網羅すること。)
- (2) 社会福祉法第109条の規定に基づき設置する市社協が策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の実践的な活動及び行動を示す地域福祉活動計画
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）
- (5) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する、市町村の区域内における自殺対策についての計画
- (6) 社会福祉法第106条の5第1項に規定する、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）

4. 業務の内容・成果物

- (1) 現状把握・情報収集・整理・分析
 - ・現行計画の総括として、本市の抱える課題と現状を分析・整理し、令和7年度に実施したアンケート調査結果も踏まえた評価・検証を行うとともに、国・大阪府・その他自治体等の地域福祉関連（先進事例含む。）について情報を収集する。収集した情報及び分析結果を基に、整理した資料を作成のうえ、提供する。
※地域福祉関連には、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「地域自殺対策計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」を含むものとする。
 - ※アンケート調査実施報告書については、本市より受託者へ提供するものとする。
- (2) 第3次計画の進捗状況及び成果の評価・検証
 - ・令和7年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえた第3次計画の成果目標及び評価指標の進捗状況について点検・評価し、成果及び現状課題の分析を行うこと。
- (3) 会議等の支援
 - ・第4次計画の策定にあたり開催する地域福祉推進審議会（3回程度開催予定）の議事運営にあ

たり、議事案の設定、会議資料の作成、会議への出席、委員等の意見取りまとめ、必要に応じた資料説明、議事録の作成を行う。

- (4) 第4次計画の取りまとめ並びに骨子案・素案及び最終案の作成（作成、編集、レイアウト等）
- ・上記（1）の内容をまとめるとともに、令和7年度より実施している作業部会の成果を踏まえた施策内容や優先順位などについて検討のうえ、地域福祉推進審議会、庁内推進委員会、パブリックコメント等の意見を反映した第4次計画骨子案・素案及び最終案の作成（編集、レイアウト・デザイン・図などを含む）。

※作業部会報告書については、本市より受託者へ提供するものとする。

- (5) 第4次計画の計画書及び計画概要版の作成・印刷・製本・納品

①計画書冊子（骨子案・素案・最終案）

- ・規格 A4版、1色刷り、両面印刷
- ・ページ数 120ページ程度
- ・イラスト等を入れて親しみやすい計画となる工夫をすること。
- ・電子媒体（CD-R等）を用いて電子データ（ワード・エクセル等再編集可能なソフト形式）において納品すること。

②計画書（概要版）冊子

- ・規格 A3版中綴じ（A4で8頁）、フルカラー、両面印刷
- ・ページ数 4ページ程度
- ・イラスト等を入れて親しみやすい計画となる工夫をすること。
- ・電子媒体（CD-R等）を用いて電子データ（ワード・エクセル等再編集可能なソフト形式）において納品すること。

(6) その他

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市職員と十分な打ち合わせを行ったうえで、業務遂行状況や疑義事項について協議・確認を行い、進めることとする。

5. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6. 実施体制

- ①本市の求めに対して迅速に対応できる体制を設けていること。
- ②本市職員と連携を密にし、業務を実施すること。

7. 秘密保持

「個人情報保護法」を参照のこと。個人情報の保護のため、「プライバシーマーク」または「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得していること。

8. 第4次計画策定スケジュール（予定）

- 令和8年8月 ・第1回地域福祉推進審議会・委員会（アンケート実施報告・令和7年度活動指標進捗状況報告・第4次計画骨子案など）
- 令和8年11月 ・第2回地域福祉推進審議会・委員会（第4次計画素案審議）
- 令和8年12月 ・パブリックコメント募集
- 令和9年3月 ・第3回地域福祉推進審議会・委員会（第4次計画書最終案審議）
 - ・市議会報告
 - ・成果品の納入

9. その他

- (1) 受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- (2) 制作物（第4次計画策定に係る全てのデータ・各種成果物等）に関する所有権、著作権は本市に帰属する。
- (3) 業務の実施にあたり、第三者が所有するイラスト等を使用する場合、受託者の責任において著作権処理等を行うものとし、以後、本市が使用するにあたり支障のないものとする。
- (4) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (5) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物等不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理する。